

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
211	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	地域少子化対策強化 事業(交付金)の要件 緩和	地域における少子化対策強化の ために行う出会い・結婚支援等 の事業が先駆的な取組と認めら れない場合、情報提供・啓発事 業などの基礎的・共通的事業も 対象外になることから、施策の基 盤となる基礎的・共通的事業に ついては継続的に実施できるよ う、制度の見直しを行う。	【具体的な支障事例】 地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会 員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図るな ど、結婚に向けた情報提供等を行う「出会いサポートセンター」を開設した。 次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、地域 での取組を広く発信するなど、センターの活動強化を図ることとしていたが、これらの新規事業は、 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならなかつ たことから、初年度に開設した基礎的・共通的業務であるセンター事業についても単なる継続事業 と見なされ対象外となった。 このため、今後のセンター事業の運営や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・ 安定的な取組を推進する上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域少子化対策強化事業(交付金)は、継続事業が更なる先駆的な取組と認められない場 合、原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供・啓発事 業などが実施しにくく安定的な事業運営を図りにくいものとなっている。 このため、少子化対策に関する情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事業については、一定 程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。	地域少子化対策強化 事業実施要領 地域少子化対策強化 交付金交付要綱	内閣府	広島県 中国地方知 事会 三重県

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
44	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金(観光・防災Wi-Fiステーション整備事業)に係る対象要件の緩和	観光・防災Wi-Fiステーションの整備促進を図るため、交付対象となる施設・設備要件の緩和や交付額の下限の引下げを行うとともに、鉄道施設等公共性の高い場所への整備についても交付対象に加えるよう見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 本事業の実施にあたっては、交付要綱第5条において下限額(1件あたり100万円)の設定があり、また、申請マニュアルにおいて、「屋外設備を条件とする」、「一定程度以上は屋外に観光・防災Wi-Fiステーションを建柱することを基本」とするなど、最低でも1基鉄塔を建設する必要がある。鉄塔建設にあたっては、用地の選定・取得するなど、自治体としてはハードルが高いことから、鉄塔の建設を必須としない形に補助要綱等の見直しを行っていただきたい。また、設置する場所についても、防災拠点と観光拠点に限定されているが、鉄道施設等公共性の高い場所においても観光・防災情報を提供することが有益であることから、対象外とされている鉄道施設等についても対象箇所としていただきたい。 【支障事例】 県内市町村等との会議において、鉄塔を建設することについてハードルが高いため、本事業を活用できないとの声があった。また、観光施設等を整備するにあたっては、動線上の鉄道施設等も合わせて整備する必要があるため、補助対象としてほしいとの声があった。	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱	総務省	愛知県
155	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文化	私立学校耐震化に係る緊急防災・減災事業債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に乗せする形で独自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震化率は67.9%・全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討しているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどから避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できない状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはならない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	平成27年4月21日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課文部科学省高等教育局私学部私学助成課事務連絡「平成27年度における耐震化事業について」	総務省 文部科学省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
241	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	<p>老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。</p> <p>【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律第12条 第2項 学校施設環境改善交 付金交付要綱第2第2 項及び別表1</p>	<p>総務省 文部科学省</p>	<p>徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 京都市 関西広域連 合</p>

財務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
69	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化 のため、社会資本整備総合交 付金について年度を跨いだ事業執 行が可能となるよう、ゼロ国債の 設定や交付決定前の事業着手 承認等の交付金制度の運用改 善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金 と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなった ことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。 昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定 が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進する ための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活 用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事 業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業につ いても年度を跨いだ事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めている が、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端 境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1. 5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能 となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定に よる公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待さ れる。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	富山県
85	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事 業におけるゼロ国債 制度の創設	国土交通省所管の社会資本総 合整備事業(交付金事業)は、地 方のインフラ整備を支援する中 心的事業になっているが、これま では国庫債務負担行為の設定 が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発 注が遅れ年度当初の施工適期 を逃すなどの弊害があることか ら、社会資本総合整備事業にお いて、簡易な手続により、年度を 跨いだ事業執行が可能となるよ うなゼロ国債制度の創設を求め るものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心 的になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等 の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後 の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるよう なゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事につ いては、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱 等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	秋田県

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
38	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	高等学校等就学支援金制度に係る支給期間要件の緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について緩和を検討する必要がある。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省	愛知県
39	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校施設環境改善交付金事業(公立小中学校等)に係る対象事業の要件緩和	公立小中学校等について、老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件を緩和すること。	【制度改正の必要性】 学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改造については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。老朽箇所の復旧を目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。 【支障事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項6	文部科学省	愛知県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
241	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	老朽化対策の観点から、計画的 な長寿命化対策を強力に推進す る必要があるため、高等学校施設 の長寿命化対策について、地方 負担の全額を地方債充当可 能とし、元利償還額の70%を交 付税措置とする地方財政措置の 拡大を求める。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画とし て、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計 画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修 工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設さ れ、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。  【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用 による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改 良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮してい る。  【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防 災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政 措置の拡大を求める。	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律第12条 第2項 学校施設環境改善交 付金交付要綱第2第2 項及び別表1	総務省 文部科学省	徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 京都市 関西広域連 合
155	B 地方 に対す る規制 緩和	教育・文 化	私立学校耐震化に係 る緊急防災・減災事業 債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設 の耐震工事に対して地方公共団 体が独自に助成する場合は、緊 急防災・減災事業債の対象にで きようになったが、私立小中高 等学校の場合、起債の対象とな る施設が指定避難所に限られて おり、対象となる施設が少数であ るため、指定避難所の要件を撤 廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に上乘せする形で独 自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏 み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震 化率は67.9%・全国39位となっている。  【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業 債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。  【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債 の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討し ているところである。 しかし、本県内私立小中高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどか ら避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できな い状況にある。  【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはなら ない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、 全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐 震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の 私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	平成27年4月21日付 文部科学省初等中 等教育局幼児教育課 文部科学省高等教 育私学部私学助成課 事務連絡 「平成27年度における 耐震化事業について」	総務省、 文部科学省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
42	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	教育支援体制整備事 業費補助金(いじめ対 策等総合推進事業) に係るスクールカウ ンセラー等活用事業の 要件緩和	高等学校へのスクールカウ ンセラー等の配置について、事業の 実施に係る配置校の総数の 10%以内を目安とするという枠を 撤廃すること。	【制度改正の必要性】 本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士を要望のある全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。 しかしながら、同事業の実施要領において、高等学校については、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるが、本県における近年の情勢では、適正な基準とはいえなくなってきており、枠を撤廃して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい。 (※)同事業自体は、小中学校等も対象としており、高等学校への配置が、高等学校も含む全ての配置校の10%以内に限られるという趣旨 【支障事例】 本県では、平成27年度は同事業の対象として小中高全体を通じて30名のスクールカウンセラーを増員し、相談体制の充実を図ったところである。特に県立高等学校においては、いじめ等の顕在化を背景にカウンセラーの配置を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠の上限があることから、県立高等学校に対する増員は30名のうち23名(残り7名は小中学校等への配置)に限られ、従来からの配置校を含めても配置は53名にとどまった。(小中高全体を通じた配置校が555校であり、高等学校への配置はその10%である55名までに限られるため) カウンセラー配置校では、カウンセラーが常駐し、気軽に生徒からの相談を受けられる体制を目指しているが、近年高等学校においても小中学校と同様に、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、配置校以外からの派遣依頼も多く、カウンセラーが近隣の高等学校への巡回相談も実施しなければいけない状況になっている。このため、配置校及び巡回校ともに継続的にケアの必要な生徒に対する十分な相談体制がとれていない。	教育支援体制整備事 業費補助金(いじめ対 策等総合推進事業)交 付要綱第20条 スクールカウンセ ラー等活用事業実施要領 5	文部科学省	愛知県
92	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	文化財関係国庫補助 金に係る補助対象の 追加	①指定文化財管理費国庫補助 要項で補助対象外とされている 地方公共団体が所有する物件 についても補助対象とすること。 要項3(6)について文部科学省 所管文化庁所属の国有財産以 外も補助対象とすること。 ②要項で補助対象外となる庭園 以外の史跡や天然記念物(島、 岩石地、池、沢、森林を除く。)に ついては補助対象とすること。	【支障事例】 ①指定文化財に関する維持管理費については、年間数千単位にのぼる例や、自治体によっ ては部局予算の3~4割程度を占める例もある。 文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。 また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分に行えず、 県民から苦情を受ける場合もある。さらには、維持管理の不十分さが、文化財の修理時期を早める 要因の1つになる場合がある。 中には、維持管理費に多額の費用がかかることから、文化財の価値は高いものの指定に対し消極 的になる事例や指定を受けたものの公有化を躊躇する事例も見受けられる。 ②補助要項上、補助の対象となるのは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所属の国 有財産等に限られており、現状では、庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石地、池、沢、森林を 除く。)は補助対象となっていない。 史跡や天然記念物の維持管理の重要度も重要文化財等と同様であり、費用もかかることから、実 際に維持管理を担う地元市町村からも維持管理費の支援については要望が多い。 【地域の実情を踏まえた必要性】 ①②ともに補助対象が追加されれば、その分の予算を文化財の活用等に回すことができ、さらなる 地域の活性化につながる。ひいては、文化財を活かしたまちづくりをとおして住民の生きがい創出 につながることを期待される。	文化財保護法 指定文化財管理費国 庫補助要項	文部科学省(文化庁)	九州地方知 事会



厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
114	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大	第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初年度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認められた額」に改正	【具体的な支障事例】 一類感染症等のまん延防止を図るため、法に基づいて都道府県知事が第一種感染症指定医療機関を指定することとされ、厚生労働大臣により都道府県ごとに1か所2床を整備する旨の通知が出されている。今般の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の流行に備え、厚生労働省の強い指導を得て第一種感染症指定医療機関を整備することとなったが、医療に必要な備品(人工透析器、安全キャビネット、血液ガス分析装置、生化学分析装置等)が補助対象となっていないため、県単独での費用負担が強いられている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 一類感染症等の患者が発生した場合には、感染症を封じ込める機能を持つ陰圧病室で隔離するだけでは不十分であり、施設内に診断、治療に必要な最低限の医療機器を整備しなければ、適切な医療の提供は不可能である。過去に国内発生のない一類感染症に備えるための設備整備費用について、医療機関に負担を求めることは現実的ではなく、施設整備を行った国及び都道府県の責務として、設備整備を可能とする要綱改正が必要である。	昭和62年7月30日厚生省発健医第179号「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫負担(補助)について」	厚生労働省	愛媛県 徳島県 香川県 高知県
224	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象の拡充	上水道耐震化対策事業において、基幹管路等の耐震化診断については国庫補助対象外であるが、避難施設等に接続する施設については、耐震化診断の国庫補助の対象とするよう求める。	耐震診断は、耐震工法や優先順位を決定し、水道事業者の耐震化計画を策定するために不可欠であるが、対象施設の規模や数、既往データの整備状況により異なるものの、数百万～数千万円規模の費用を必要とする。 現在、下水道の耐震化対策事業については、耐震診断及びそれに基づく改修整備が国庫補助対象であることに対し、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である(改修整備は国庫補助対象)。 しかしながら、地震災害時において、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が図られていなければ、避難施設としての機能を果たせないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続する上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求める。 【現状】 府内において、今後耐震化が必要な浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体の6～7割程度)と考えられるが、耐震化計画策定率は55%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考えられる。	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(H27年度から創設する、新たな「生活基盤施設耐震化等交付金」においても、耐震診断は対象外と伺っている)	厚生労働省	京都府 関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
177	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金(先進的事業支援 特別交付金)にかかる 交付要件の緩和につ いて	当該交付金の利用回数につ いては、一事業所につき一回ま でに制限されている。 この点につき、各事業所にお ける防災機能向上、安全性確保 の観点から、一事業所につき一 回を限度という条件を緩和し、複 数の利用を認める取扱いを希望 する。	【制度の概要】 当該交付金は、認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の 安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する際に利用可能なものであり、利 用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。 (※平成26年度まで都道府県が介護基盤緊急整備等臨時特別基金を財源として交付していた 同様の補助金の利用も、制限対象に含まれている。)  【支障事例】 例えば、非常時の電源確保を目的に太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホーム が、後日、入居者の重度化等に対応するために、2階から1階までの「避難用スロープ」の設置を希 望した場合等にあつては、申請が認められない状況となっている。  【制度改正の必要性】 防災対策等改修は、介護を要する方が常時利用(入居)する中、単年(一度)での整備は困難な 面があり、複数回にわたり計画的に実施することが望ましく、各事業所における防災機能向上、安 全性確保の観点から、条件を緩和し、利用(入居)者の「要介護度」や、地域の「災害リスク」を個別 に勘案の上、複数回の利用を認める取扱いを希望する。	平成27年1月20日付け 厚生労働省老健局高 齢者支援課発事務連 絡 「平成26年度補正予 算(案)における地域 介護・福祉空間整備等 施設整備交付金(ハー ド交付金)の協議につ いて」	厚生労働省	釧路市

農林水産省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
149	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農業競争力強化基盤 整備事業 農地整備事 業 畑地帯担い手育成 型にかかる面積要件 の緩和	農林水産省の補助事業である 「農業競争力強化基盤整備事 業」の中でも、農地の基盤整備を 行う「農地整備事業」のメニュー である「畑地帯担い手育成型」に ついて、実施要件である「受益面 積20ha以上」を「10ha以上」へ 緩和すること。	【具体的支障事例】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている 畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしているが、本県の農 地は大半が中山間地域で狭小農地も多く、「畑地帯担い手育成型」の要件である、受益面積20ha 以上を確保できない場合がある。  【制度改正の必要性】 畑地帯担い手育成型では現在、離島と樹園地の畑地に限って面積要件が10haに緩和されており、 内地の畑作地帯については、面積要件が20ha以上となっているところ。本県については、中山間地 域の占める割合が多く、経営規模の小さい農家が多数であるため受益面積要件を満たさない地域 もあることから、効果的な農業の振興を図ることができない。なお、平成25年2月26日付け農業競争 力強化基盤整備事業実施要綱等改正で中山間地域型が追加され、水田が50%をしめる地域にお いては受益地が10ha以上で農地整備事業が実施可能となった。 離島や樹園地に限らず、内地の中山間地の普通畑においても、整備が遅れている畑地帯の区画 整理等を推進するため、同様の緩和が必要である。 畑地の基盤整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)では条件 次第で10ha以上から可能ではあるが、農地整備事業では実施可能な中心経営体農地集積促進事 業(促進費)の制度が設定されておらず、地元農家にとって極めて不利である。	農業競争力強化基盤 整備事業実施要領 別紙1-1 第4の2	農林水産省	長崎県
242	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	中山間地域等直接支 払制度における営農 条件の緩和	「中山間地域等直接支払交付金 実施要領」の第6の2の「対象行 為」において、「5年間以上継続 して行われる農業生産活動等」 と規定されている要件を高齢者 に限り撤廃すること。	【現状の課題】 「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業 生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現 在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。 当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5年 以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続すること や、耕作に新規参入する上で心理的な障壁となっている。 また、途中で離脱できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の営 農条件を設定しておく必要性が低い。  【支障事例】 たとえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集団的サポート型」(C要件)が導入されて いるが、協定農用地の内の一人が高齢を理由に協定から離脱しようとする、他の協定締結者等 が、離脱した者の農用地を耕作するとなっている。 また、営農を続けさせるような高齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況に あっては、5年間の継続的な営農に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位 で営農の継続を断念する事例が出てきている。  【効果】 営農の継続を最初から断念する者が少なくなる。 ひいては、耕作者を確保することにもつながり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることがで きる。	中山間地域等直接支 払交付金実施要領 第6の2	農林水産省	全国市長会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
220	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農地中間管理事業 における出し手農家 への支援制度の改善	農地中間管理機構への農地の 貸し出しについて、5年以上の貸 し出しでも交付対象とすることを 求める。	農地の出し手に対する支援(経営転換協礼金及び耕作者集積協礼金)については、10年以上の 利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等か ら、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。 このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも 支援措置の対象とすることを求める。	農地集積・集約化対策 事業実施要綱別記2	農林水産省	京都府 大阪府、兵 庫県、徳島 県、京都市
111	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	青年就農給付金の給 付要件の簡素化	青年就農給付金(経営開始型) の給付要件の1つである「農地 の所有権又は利用権を給付対 象者が有していること。ただし、 親族から貸借した農地が主であ る場合は、給付期間中に当該農 地の所有権を給付対象者に移 転することを確約すること。」につ いて、親族から貸借した農地が 主である場合の給付期間中に所 有権移転することを確約すること としている要件を削除すること。	【支障事例】 農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場 合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならないこととなる。 しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移 転に係る費用が多くなるのが想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケースが ある。 【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足が社会問題化している中、新規就農者を支援する目的で創設された制 度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就農を開始しようとする者に とっては利用しにくい制度となっている。	新規就農・経営継承総 合支援事業実施要綱 (別記1)第5 2(1)イ (ア)	農林水産省	佐賀県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
237	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	「経営転換協力金」を 活用した農地の貸付 期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置 「経営転換協力金」を活用した場 合でも、農地所有者の意向や地 域の実情に応じた貸付期間(3 年又は5年)の設定を可能とする こと。	「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から 農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。 しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対 し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。 また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、 「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。 そこで、こうした実態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度と することを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安 に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるも のと考えられる。	農地集積・集約化対策 事業実施要綱(別紙 2)第5の2(1)	農林水産省	徳島県 京都府 大阪府 兵庫県 香川県 愛媛県 高知県 京都市
144	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	強い農業づくり交付金 の配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分 基準に基づき成果目標を設定 し、そのポイント上位から交付金 の割当が行われているが、新規 就農者や新規参入法人が取り組 む場合、現行の制度では現況値 ポイントの確保ができないため、 新規就農者等の取組について は、新たな類別の追加や優先枠 の設定、加算措置等、一定のポ イントが確保できるよう配分基準 の見直しをお願いしたい。	【具体的支障事例】 強い農業づくり交付金においては、「強い農業づくり交付金の配分基準」に基づく取組ポイントに応 じて都道府県への交付金の配分が行われているが、都道府県加算ポイントを含めても32ポイント が最高ポイントであるにも関わらず、H26当初については27ポイント、H27当初では31ポイント(31ポ イントについてもシェア配分)と非常に高い取組ポイント事業のみの配分。 配分基準は現況値ポイント(5ポイント)と目標値ポイント(10ポイント)からなっているが、新規参入 の場合は、現況値ポイントが取れないため、最高20ポイントに留まり、現行の制度では配分が困難 な状況。 <長崎県における新規就農者等にかかる要望状況> H26当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:1団体(新規就農者3戸) H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規就農者9戸) ※同年とも配分なし  【制度改正の内容】 新規就農者等の取組についても、一定のポイントが確保できるよう以下のような配分基準の見直し をお願いしたい。  <例> 新たな類別の追加:生産及び販売実績によらない「事前の農業研修の実施有無」や「新規就農者 数」等を基にした現況ポイントを新たに設ける。 重要施策(新規就農者の育成)に対する現況ポイント付与:穀類乾燥調整貯蔵施設の再編にかか る重点再編地区のように、都道府県の施策(新規就農者の育成)に沿った重要な取組については、 現況値5ポイントとする。 新規就農者等の取組に対する加算措置の設定:人・農地プランと同様に取組ポイントとは別に加 算措置を新たに設ける。	強い農業づくり交付金 の配分基準について 第1の2の(1)イ	農林水産省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
150	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	畜産競争力強化対策 整備事業における繁 殖雌牛の導入支援の 補助要件の緩和	畜産競争力強化対策整備事業 における繁殖雌牛の導入支援に ついて、新規就農者以外の農家 についても支援の対象とするこ とで、より効率的に繁殖雌牛の増 頭を図ることができる制度として いただきたい。	【制度改正の必要性】 畜産競争力強化対策整備事業では、牛舎を整備する際に導入する繁殖雌牛の導入経費について は、新規参入者以外、補助対象となっていない。全国的に、高齢化等により繁殖農家の戸数及び 飼養頭数は減少傾向にあり、また、素畜価格の高騰等により繁殖用雌牛の導入が困難となってい る中で、効果的に肉用牛の頭数の増頭を実現するためには、既存の農家についても、繁殖雌牛導 入経費の補助対象とする必要がある。  【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産者からは、新規就農者以外であっても、施設整備に伴い新たに繁殖 雌牛の導入が必要であるにもかかわらず、同事業が新規就農者に限って対象になっていることは 不公平であるとの声がある。また、市町からは、生産基盤が脆弱化している中、繁殖雌牛の増頭は 急務であるものの、同要件のため、本事業の活用が行いにくいとの声がある。	畜産競争力強化対策 整備事業実施要綱(別 表) 2 家畜の導入(生産局 長が別に定める新規 就農者等に限る。)	農林水産省	長崎県
152	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	国産粗飼料増産対策 事業のうち地域づくり 放牧推進事業の対象 要件の緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち 地域づくり放牧推進事業におい て、農家が1戸でも支援が可能と なるよう緩和し、放牧の拡大に向 けた取組を推進していただきた い。	【制度改正の必要性】 国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業では、農業者の組織する団体等であるこ とが事業主体の要件となっているが、全国的にも、畜産農家が分散している地域では、組織化が困 難であり、本事業を活用できず、放牧に取り組むことができない。肉用牛生産の一方で、長崎県の 単独事業においては、小規模の試行的な放牧に対して支援を行っているが、本格的に放牧を開始 するにあたって、一戸では地域づくり放牧推進事業を活用できないため、放牧の拡大につながって いない実態がある。  【具体的な支障事例】 本県は地理的に離島半島や中山間地域に囲まれ、事業を実施する上で必ずしも農業者3戸以上 の生産集団を組めないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作って も牛舎から離れていることなどから実用的でないとの声がある。また、左記の地理的条件により、 市町担当者からは、要件を緩和しないと放牧事業が進まないなどの声がある。	国産粗飼料増産対策 事業実施要領第3の3 の(1)	農林水産省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
20	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農林水産業振興に係 る決定権限の移譲(一 括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産業 振興を図るため、国の各種補助 金を一括交付金として関西広域 連合へ交付することにより、各地 域の実情を踏まえた戦略的な支 援を行うことができる仕組みとす ることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活か した農林水産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏ま えて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交 付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。  (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推し進めていく ためには、国は食料安全保障(検疫、農家の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性 を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農業振 興策は、大きく地方の裁量に委ね、より地域毎の個性を活かした効果的な農業政策を推進できる ようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産業振興について構成府県・指定都市 と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、 国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地 域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産業振興の推進が可能とな る。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎 年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってし まっている。	例) ・農村漁村6次産業化 対策事業補助金(医福 食農連携推進環境整 備事業) ・農林水産業ロボット 技術活用推進事業費 補助金(先端ロボットな どの革新的技術の開 発・普及) ・農村集落活性化支援 事業補助金 ・都市農村共生・対流 総合対策交付金 等	農林水産省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
304	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	農山漁村地域整備交 付金の採択要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地 の保全のための農山漁村地域 整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水利施設保全部)の事 業採択要件の緩和  <受益面積要件の緩和> 〔現行〕10ha以上(農振農用地) 〔提案〕5ha以上かつ農振法や都 市農業振興基本法等に鑑み、条 例等で特に保全することを定め ている農地	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H20.4施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公 益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内集 団農地、生産緑地)。 農林水産省補助事業「農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)」の採択要件は、①農業振 興地域農用地②受益面積が10ha以上という①②双方を満たすことであり、市街化調整区域や市街 化区域内の生産緑地を受益地とする農地は同交付金の対象とならない。 したがって、市街化調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採 択要件の緩和を求めるものである。  【支障事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農業用井堰(ゴム堰)の老朽化が著しく、 大規模更新が迫られている。※河川改修に伴い更新されたゴム堰数:約100箇所 しかしながら、大阪府内の農地は前記のとおり、多くの地域が同交付金の採択要件を満たさないこ とから、ゴム堰の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新が できない状況。 ゴム堰は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的 機能を発揮する農地の保全が懸念。 なお、ゴム堰本体の損傷箇所には水が流入し、袋体の排気ができず堰が倒伏できなかった事例もあ り、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性 もある。  【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和が 必要と考えている。	農山漁村地域整備整 備交付金実施要綱、 要領別紙4-1第4の 8の(4)及び都市農 業振興基本法第4条等	農林水産省	大阪府 和歌山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
278	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	治山事業に関する採 択基準の緩和につい て	治山事業に関する国庫補助制 度の採択要件について、河川の 上流域において崩落があった場 合、下流で橋梁部に流木等が閉 塞し河川氾濫を起こることがある ため ①1, 2級河川以外の流域で事 業を実施する場合でも、保全対 象人家の要件を見直すこと ② 復旧整備に係る事業費要件 を事業費7千万円以上 → 3千 万円以上に緩和すること	【提案の経緯・事情変更】 兵庫県では、安全安心な県土づくりをめざし県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平 成26～30年度)を策定し、治山事業を推進している。 【支障事例等】 本県の丹波を襲った平成26年8月豪雨災害では、流木被害の恐れの高い渓流において、事業費 が国採択基準を満たさない小規模崩壊でも、谷出口から2km以上離れた下流で橋梁部に流木が 閉塞し、溢水被害を及ぼした。国採択基準を満たさない箇所については県単独事業で対応(第2次 山地防災・土砂災害対策5箇年計画では194カ所)している。近年、短時間に局所的な豪雨など による風水害が相次いでいることから、災害発生の際の恐れのある未着手の山地災害危険地区において 治山事業の着実な推進が求められている。 【効果・必要性】 国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所に対応でき、被害の未然防止や拡大を防ぐこと ができる。	林野庁長官通達16林 整治第2317号	農林水産省(林野庁)	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合



経済産業省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
19B	地方に 対する規 制緩和	産業振興	産業振興に係る決定 権限の移譲（一括交 付金化）	<p>関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。</p> <p>（制度改正の必要性等） 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興を強かに推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開すべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまう。</p>	<p>（提案にあたっての基本的な考え方） 関西における広域的な産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強かに推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。</p> <p>（制度改正の必要性等） 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興を強かに推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開すべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画のもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまう。</p>	<p>例） ・伝統的工芸品産業支援補助金 ・新地域新成長産業創出促進事業費補助金 ・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金 ・創業・第二創業促進補助金 ・ふるさと名物応援事業補助金 等</p>	経済産業省	関西広域連合 (共同提案)

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
69	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化 のため、社会資本整備総合交付 金について年度を跨いだ事業執 行が可能となるよう、ゼロ国債の 設定や交付決定前の事業着手 承認等の交付金制度の運用改 善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業（以下「交付金事業」という。）は、個別補助金 と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなった ことから年度境（端境期）の工事量確保に苦慮している。 昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定 が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進する ための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）等では、発注者は債務負担行為の積極的活 用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事 業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組みこととされたように、交付金事業につい ても年度を跨いだ事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めている が、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端 境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1. 5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能 となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定に よる公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待さ れる。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	富山県
85	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事 業におけるゼロ国債 制度の創設	国土交通省所管の社会資本総 合整備事業（交付金事業）は、地 方のインフラ整備を支援する中 心的事業になっているが、これま では国庫債務負担行為の設定 が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発 注が遅れ年度当初の施工適期 を逃すなどの弊害があることか ら、社会資本総合整備事業にお いて、簡易な手続により、年度を 跨いだ事業執行が可能となるよ うなゼロ国債制度の創設を求め るものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業（交付金事業）は、地方のインフラ整備を支援する中心 的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等 の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後 の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるよう なゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事につ いては、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱 等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	秋田県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
103	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	雪寒道路の指定基準 の緩和	道路ネットワーク上重要な路線 は、交通量に関係なく雪寒道路 と指定できるよう、積雪寒冷特別 地域における道路交通の確保に 関する特別措置法施行令第一 条、若しくは国土交通大臣が定 める雪寒道路指定基準を改正し ていただきたい。	【概要】 雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基 づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道路 は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。 具体的には、道路ネットワーク上必要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路の指定ができるよ うにするため、雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。  【必要性・支障事例】 積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行 きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、通院や買い物などの日常生活に著しい支障を 来す。 特に、過疎地域においては、国が雪寒道路指定基準で示す交通量(日交通量おおむね150台以 上)に達しない路線であっても、道路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住民 の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行う必要がある。 既に、除雪は、最低限必要な路線しか行っていないが、雪寒道路以外の路線は財源の支援がな いため、除雪出勤回数を落とすなどサービス水準を落とさざるをえない状況である。 このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。  【効果】 除雪費の財源が担保されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。 それにより、人口流出を食い止め、Uターン、Iターンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地 方創生が実現できる。	積雪寒冷特別地域に おける道路交通の確 保に関する特別措置 法 第三条  積雪寒冷特別地域に おける道路交通の確 保に関する特別措置 法施行令 第一条  雪寒道路指定基準	国土交通省	長岡市
162	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	社会資本整備総合交 付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業) の基幹事業の追加	耐震シェルター等を設置する事 業など命を守る一助となる耐震 改修以外の事業も社会資本整 備総合交付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業)の基幹事業 に追加していただきたい。	【支障事例】 耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震 化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的な 理由で耐震補強工事を断念せざるを得ない場合が多い。 一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」)は、比較的安価・短期間で、住み ながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとっては、非常 に効果的で意義がある。 以上より、当市では、高齢者等が命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対 する補助事業を実施している。 事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増えると予想される。民 間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高額なものも多く、市補助金の限度 額内で設置できるものは限られている。 【事業追加の必要性】 「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月 内閣府)」にて、地震被害軽減の取組 みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明記 されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要がある。 現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基幹 事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。 以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住 宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。	社会資本整備総合交 付金交付要綱(イ-16- (12)住宅・建築物安全 ストック形成事業-① 住宅・建築物耐震改修 事業)	国土交通省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
310	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金に係る効果促進 事業の事業費要件の 緩和	社会資本整備総合交付金にお ける効果促進事業の事業費要 件について、「効果促進事業に 係る事業費の合計額は、社会資 本総合整備計画ごとに、交付対 象事業の全体事業費の20/100 を目途とする。」と規定されて いる。 本町をはじめ、財政規模の小さ い町村においては、交付対象事 業の全体事業費が相対的に小さ くならざるを得ないため、効果促 進事業として実施できる事業が 限定される。 よって、町村における効果促進 事業に係る事業費要件の緩和を 提案するものである。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号口に規定されている効果促進事業の事業費要件 (全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備 事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難である。 なお、本町においては、17.24km <sup>2</sup> の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果 促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設 長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。 【現状】 ・社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事 業」である。 ・「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、 「都市公園事業(永楽ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園 安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」である。また、 効果促進事業の具体的な内容については、「奥山両山地区公園整備事業」、「街区公園整備事 業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。	社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省	熊取町
8	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	下水道長寿命化支援 制度の交付対象の拡 充	下水道管渠の長寿命化計画策 定にあたり、計画的な改築に対 する基幹事業の範囲は、国土交 通大臣が定める主要な管渠とさ れているが、従来の管渠の口径 や下水排除面積で定めるのでな く、緊急輸送道路や都市機能が 集約している区域(中心市街地) 等、地域の特性に応じて主要な 管渠の範囲が定められるよう要 件の緩和をお願いしたい。	【地域の実情】 当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分 け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっ ているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外であ る。 現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況 の中、老朽化対策事業を進めることが困難となっている。 平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大 変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えてい る。 【懸念の解消策】 当市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公 共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではな い。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。 主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定め られた基準では当市の中心部の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外と なってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大すること ができ、老朽化対策が推進される。	下水道法施行令第24 条の2第1項第1号及び 並びに第2項  下水道法施行令第24 条の2第1項第1号及び 並びに第2項の規定に 基づき定める件(昭和 46.10.9告示1705号、一 部改正平成25.5.16告 示492号)	国土交通省	福井市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
122	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	水質改善を目的とした 普及促進事業の採択	公共用水域の水質を保全し水質 改善の一環として公共下水道を 整備しているが、小規模な宅地 開発に伴う10件未満の家が密集 した個人所有の道沿い(私道)か ら排出されるBOD(主に単独浄 化槽)が水質を悪化させる大きな 原因となっている。そこで、水質 改善の普及促進事業として、汚 濁物質を排出している浄化槽利 用者を下水道利用者に転換し、 水質改善に努めるよう私道への 下水道整備事業を推進するた め、社会資本整備総合交付金の 効果促進事業として認めていた きたい。	【支障事例】 松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の 8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出 される1日のBOD総排出量は約760kgにものぼり、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利 用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。 【必要性】 そこで、最も効率的に汚水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分 を下水道に転換することが必要となっている。 【懸念の解消策】 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整 備を積極的に進めている。 そのような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法では自ら排水 設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいことから、条件を付して市で整備して いる。(建設省通達)。で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的にを行うには、浄化槽利用 者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に行いたい。水質改善を目的とする私道 の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場) 【定量的指標】 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で 50%と半減させるなどとした。	下水道法 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省	松山市
238	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	「防災・安全交付金」 の要件を緩和	地域の判断により、「砂防設備等 緊急改築事業における管理型堰 堤への転換」を事業の対象とす る。(予算の増そのものを目的と するものではなく、予算の枠内 で、地方公共団体の裁量で優先 順位を付けて事業実施出来るよ うにすることを目的とする。)	【提案の概要】 「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業における管理 型堰堤への転換」を事業の対象とする。 【制度改正の必要性・支障事例】 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、嵩上げや 管理型堰堤への転換等、土砂整備率が変更となる工法は認められていない。一方、通常砂防事業 で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施 設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たすことが難しい。 緊急改築と併せて除石を行い管理型堰堤へ転換することにより、施設の安定と土砂整備上の安心 を図ることができる。 例えば、昭和52年以前の技術基準により設計されたある堰堤に対し、土石流を考慮した現行基準 に改築すると同時に堰堤高を0.5m嵩上げし、スリット部を設けた透過型堰堤に転換することにより 事業費3%程度の増加で、整備率が18%から58.9%に改善する事ができる。 過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改築ではなく、通常砂防事業である」と の見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改築に おいても整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を要望する。 整備率が不足している溪流に対して、溪流内に新規に設置する適地がない場合もあり、既存の不 透過型非管理型堰堤を除石計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれ ば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向 上を図ることが出来る。	社会資本整備総合交 付金交付要綱 附属 第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築 事業(ロー8-(2) 4- (3)-(5)) 通常砂防事業(イー4 -(1))	国土交通省	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 関西広域連 合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
311	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金に係る補助条件 の見直し及び手続書 類の簡素化	社会資本整備総合交付金にお いて長寿命化支援制度を活用し た補助事業を行うためには、下 水道施設の健全度に関する点 検・調査結果に基づき「長寿命化 対策」に係る計画を策定する必 要があります。 この点検・調査、計画策定には 多大な時間及び費用を要し、本 町においては業務が困難な状況 であり、下水道施設長寿命化の 推進に支障を来している。 よって人口5万人未満の団体 では計画書作成を必要とせず、 耐用年数経過等の一定条件を 満たせば補助採択となる新基準 の作成など、補助条件の見直し や手続書類の簡素化を提案する ものです。	【支障事例】 ・H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理している マンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や期間も膨大となることから、交 通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。 箇所を絞り点検・調査をしたが、1班3～4名(蓋開閉作業係、記録係、交通処理係)の職員で約4ヶ 月間、データ整理・計画書の作成に2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担となっ た。(業務委託した場合の見積費用は約7百万円) 【現状】 ・マンホール鉄蓋においては町職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人孔・取付管等もあり、こ れらの長寿命化を推進していくには小規模団体である本町においては莫大な期間及び費用が必要 であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。 【参考事例】 ・老朽管更新事業(水道事業) 補助採択条件 ・地震対策等地域(東南海・南海地震防災対策推進地域) ・給水人口が5万人未満の水道事業者 ※上記事項に該当しているため、補助採択に関する複雑な事務が不要となる	社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省	熊取町
113	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	地域公共交通確保保 持改善事業費補助金 の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国 庫補助金】 【車両減価償却費等国庫補助 金】 ・車両購入費補助について、現 行の5ヶ年の減価償却費補助か ら、従前の購入時一括補助とす る。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。 地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償却 費及びその金利相当額を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減の 観点から、車両購入時における一括補助とすべき。 ＜現行制度での支障事例＞ ①購入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑な 補助申請手続き等の事務作業が発生している。 ②5年分のリース・割賦払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行 政負担が発生している。 【参考】 ＜公有民営方式について＞ 上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。 しかしながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治 法上の制約があり(第237条)、また、実際に、車両購入するに当たっては、車両購入価格や公平 性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観 点から、車体や色、デザイン、仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両 が事業のニーズと合わないことが想定される。 ＜支障事例＞ 車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先 (メーカー)を統一していることが多く、これにより、部品交換やメンテナンスにおける効率化や経費 削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用車両と統一されていない場合 には、逆に事業者の経常経費の増大となる。 なお、購入後の管理費等について仮に事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場 合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみ である。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱 ほか	国土交通省	愛媛県 徳島県 香川県 高知県

防衛省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
198	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	民生安定助成事業の 補助対象の見直し	民生安定助成事業の補助対象 に自治会集会所の新設を含める こと	<p>【現在の制度】 「民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について(防地周第16396号 通達)」は、民生安定施設の助成事業のうち、施設整備助成事業(新たな施設の整備に対する助成事業)につき、一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設については、助成対象を体育館、(自治体が所有する)コミュニティ供用施設、児童館、水泳プール及び保育用施設に限っており、自治会が所有する自治会集会所への助成を除外している(防音工事のみが助成の対象)。</p> <p>【支障事例】 従って、自治会集会所を新設する場合には本制度を利用することができず、本市においてはやむを得ず、再編交付金制度を利用して自治会集会所の新設について自治会に対する補助を行ってきた。しかし、同制度に基づく助成は平成28年度をもって終了となり、将来的には自治会集会所の建設に対する助成が無くなってしまう。</p> <p>【制度改正の必要性】 自治会集会所は地域コミュニティの中核を担う組織である自治会の本拠となる施設であり、自治会が地域コミュニティ活動を実施していく上で不可欠なものである。 本市においては、防衛施設の近隣自治会において自治会集会所の建設について希望があるため、民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めることを求める。</p>	防衛施設周辺の生活 環境の整備等に関す る法律第8条 防衛施設周辺の生活 環境の整備等に関す る法律施行令第12条 第13項	防衛省	相模原市